

# 固定資産税の課税免除について

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」および「喜界町過疎地域産業振興促進条例」に基づき、喜界町内において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業および情報サービス業等の用に供する設備を取得した場合、その設備に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）が、3年間免除されます。

## 1 課税免除の要件

取得価格の合計金額

| 事業者の規模<br>(資本金) |                            | 5,000万円以下                         | 5,000万円超1億円以下               | 1億円超      |
|-----------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------|
| 対象設備            |                            | 機械・装置、建物・付属設備、構築物の新增設に係る取得、改築、修繕等 | 機械・装置、建物・付属設備、構築物の新增設に係る取得等 |           |
| 取得<br>価格        | 製造業・<br>旅館業                | 500万円以上                           | 1,000万円以上                   | 2,000万円以上 |
|                 | 農林水産物等<br>販売業・情報<br>サービス業等 | 500万円以上                           |                             |           |

※資本金の額が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得に限られます。

- ①確定申告にあたり青色申告書を提出する個人又は法人であること  
(当該設備を取得した事業年度について、当該事業の売上等の青色申告書を提出している必要があります。)
- ②喜界町過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項に適合する設備投資であること
- ③建物について減価償却資産の耐用年数等に関する省令における耐用年数を採用していること
- ④当該設備が租税特別措置法第12条(個人)又は第45条(法人)の規定による特別償却の適用対象であること

## 2 その他の事項

※**家屋**については、直接事業の用に供している部分（テナントや職員宿舍等を除く）が課税免除対象です。

※取得した土地の課税免除を受けられるのは、**土地を取得後1年以内**に対象建物の建設（改修）に着手した場合です。

※**土地**の課税免除は、建物の敷地のうち直接事業の用に供している部分の垂直投影部分のみが対象です。（建物の垂直投影面積を土地の面積から控除します。）

※課税免除の額について、**後日算定方法の誤謬等が判明した場合**又は総務省における地方交付税の**減収補てん措置における検収について否認された場合**には、**課税免除の額が減額される**、又は**取り消される**ことがあります。

お問い合わせ先 喜界町役場 税務課固定資産税係 ☎0997-65-3686（直通）